

Title	食肉の価格設定における基準市場価格方式の成立条件
Sub Title	Yardstick price system and meat prices
Author	高橋, 伊一郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1974
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.67, No.10 (1974. 10) ,p.887(71)- 903(87)
JaLC DOI	10.14991/001.19741001-0071
Abstract	
Notes	伊東岱吉教授退任記念特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19741001-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の開差の拡大のためであった。この点は、第2表をみれば明白である。そして、この事実は、大坂貨幣市場がもはや円滑に機能しえなくなったことを告知している。それと同時に、幕藩制的市場構造における大坂市場そのものの動揺・後退を明瞭にしめすものにほかならなかった。

む す び

以上、われわれは、「大阪金銀米銭并為替日々相場表」に記録されている金相場および金・銀為替打銀の数量的分析を通じて、金相場・為替打銀に関する通説とクローカー＝ヤマムラ仮説の検討をおこなうとともに、われわれの仮説を提示してきた。この仮説を基礎にし、徳川期の貨幣史・金融史・物価史を再構成することがわれわれのつぎの課題であるが、これは別の機会にゆずらねばならない。ここでは、天明以降における金相場・為替打銀の長期的な動向に転換がみられたか否かという問題を中心に、われわれの物価史研究との接合について簡単にふれて、本稿のむすびとしたい。

われわれは、すでに二・三の論稿を通じて、物価水準という点からみても、相対価格という側面から観察しても、物価の長期的趨勢は文政期を画期として転換が生じ、徳川期の経済発展が文政期以降新しい局面にはいったことを明らかにした。金相場や為替打銀についても、このような転換がみとめられるであろうか。金相場・為替打銀に関する前掲の諸表を一見したかぎりでは、必ずしも文政期を画期として長期的趨勢に転換がみられたとはいえないように見える。しかし天保期以降になると天明～文政期とは異なった傾向が顕著にあらわれており、幕末期を迎えて新しい局面が展開していることをしめしている。しかも、文政3～6年には金相場・為替打銀とも大きな変動を経験している。天保期以降明白となる新しい傾向はこの時期からスタートしたと考えてよいであろう。金相場についていうと、天明にはじまる波動は文政初期に終りを告げ、文政以降いくつかの小さい波動をふくみながら、金相場の上昇・銀価格の低落傾向をはっきりとさせている。金為替打銀についても、文政期以降本打が一般的であるのみか、その打銀額が増大する傾向が顕著であって、文政期以前とは様相を異にしている。また、銀為替の場合に特徴的なことは、打銀の変動幅がきわめて大きくなっており、さらに天保期以降になると正下し・逆正下しが漸次増大して、ついには銀為替取組がほとんどおこなわれず、正下し・逆正下しのみになっている点である。これらの点を通じて、われわれは、金相場と金・銀為替打銀の長期的動向においても、文政期を画期として転換が生じているとみとめざるをえない。そして、その背後には、貨幣供給における大きな変化、大坂一江戸間収支バランスの変化がひそんでいる。それは、文政期を画期とする物価の長期的趨勢における転換の背後にあるものと、まったく同一のものであったのである。

(神戸大学経済学部教授)

食肉の価格設定における

基準市場価格方式の成立条件

高橋 伊 一 郎

1 課 題

いっばんに農畜水産物、なかでも生鮮食料品はとりわけ市場(いちば)取引が多く行われている。ここで市場(いちば)というのは、多数の売り手(またはその荷)と買い手が、定期的集まって売買が行われる場所をいう。なぜわざわざ一個所に多数の売り手と買い手が集まるかといえば、理由の一つは農畜水産物商品は標準化や規格化が容易でないため、現物をみないと安心して取引できないからである。工業製品の多くは標準化や規格化がすすんでいるため、現物をみなくとも見本や銘柄だけで取引が可能である。したがって物的流通と商取引流通との分離がよく行われ、取引のために市場(いちば)に集まる必要はない。

理由の第二は、生鮮食料品は鮮度が商品価値の重要な要素となっているため、短時間のうちに取引の相手方を見つけだす必要があるからである。コストを多少割ってもその日のうちに売切の方が、翌日まで持越して商品価値を損うより有利なことが少なくない。

理由の第三は、商品が多種多様であるため、買い手は品揃えが重要であり、売り手はそれぞれの種類や品質に応じた買い手を見つける必要があることである。

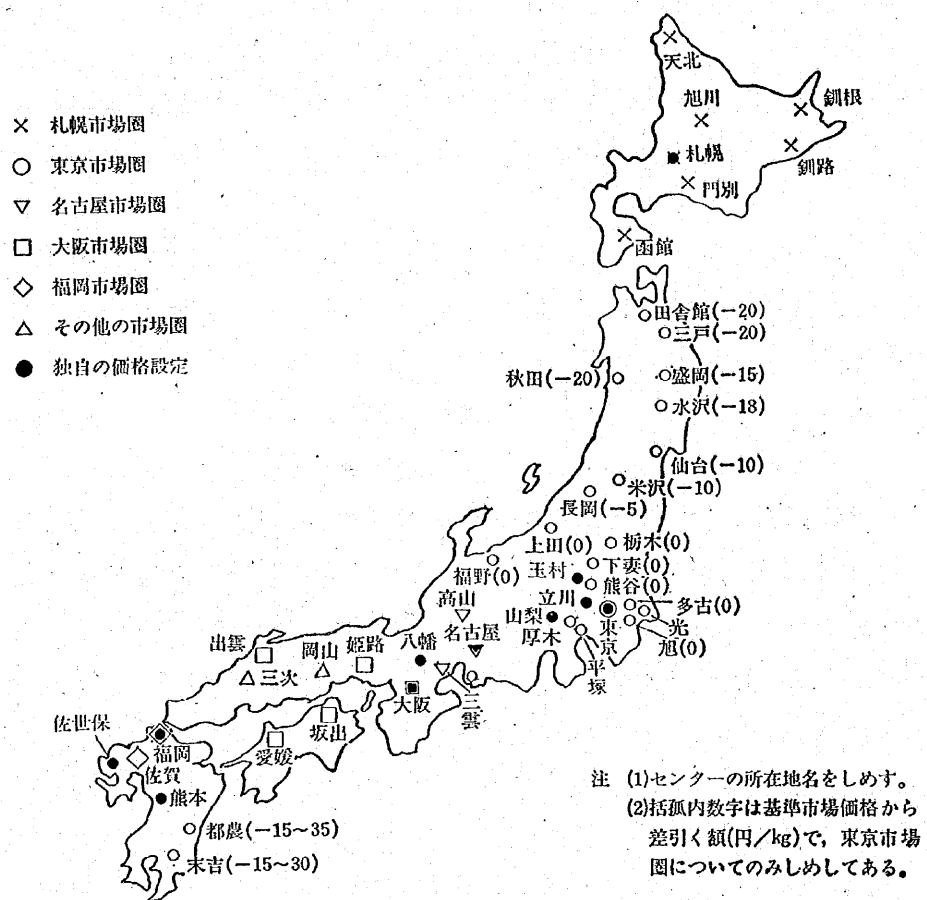
したがって生鮮食料品のなかでも、標準化や規格化が難しく、鮮度が評価の重要な要素となり、かつ品揃えの必要度が大きい商品ほど、流通量に占める卸売市場のシェアが大きい。たとえば中央卸売市場のシェアだけでも水産物で60.9%、青果物で43.3%に達している。中央卸売市場以外の卸売市場をふくめると、いずれも100%に近い割合になろう(昭和45年)⁽¹⁾。

ところが食肉においては、流通量に占める卸売市場のシェアは低い。昭和47年の全国豚肉取引頭数は1,305万頭だが、そのうちに占める中央卸売市場のシェアは13.9%でしかない。地方卸売市場のシェア4.0%を加えても、卸売市場で取引された頭数割合は20%弱である。

同じことを牛肉についてみると、全国取引頭数109万頭のうち、中央卸売市場および地方卸売

注(1) 農林省食品流通局「卸売市場関係資料」昭和48年1月刊による。

第1図 基準市場と食肉センターの全国配置図 (昭和48年)



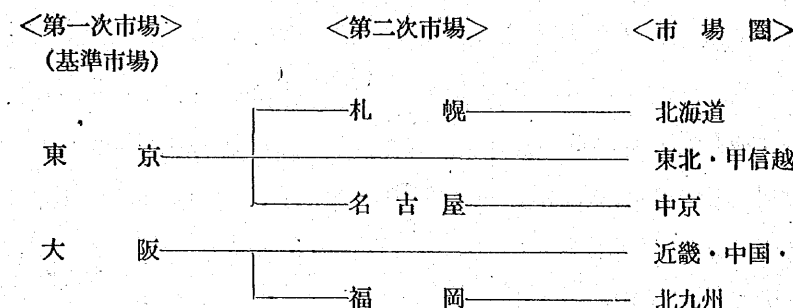
市場が占めるシェアは、それぞれ20.4%および2.9%である。したがって、市場を経由しないで直接取引される割合は豚肉80%強、牛肉75%強となる。

市場を経由しないで直接取引される牛、豚肉の価格は、卸売市場価格に基づいて決められる。なかでもとくに東京ないし大阪の市場価格に基づくことが多い。論旨の展開を容易にするために、本稿では豚肉の考察に限定することにする。

全国各地の食肉センターについて、昭和48年に筆者が行ったアンケート調査の結果をしめすと第1図のようになる。⁽²⁾自らせり取引で独自の価格を決めるセンター(市場)と、特定市場の価格に基づいて取引価格を決めるセンターとがある。後者が圧倒的に多い。せり取引で独自の価格を決めている市場でも、親市場の相場の影響をつよくうけていることが多い。親市場を第一次市場、その影響をつよくうけている市場を第二次市場とする。第一次市場は東京、大阪の二市場で、その他は第二次市場とみられる。それぞれ市場圏地域との関係を総括すると、つぎのようになる。

注(2) 全国の食肉センター79箇所のうち、回答をえた47箇所についてしめしてある。

食肉の価格設定における基準市場価格方式の成立条件



第二次市場でも、その価格が他の食肉センターの基準価格として用いられるかぎり、そのセンターにとっては基準市場である。しかしここでは、全国規模で大きな影響力をもついで、基本的には第一次市場の東京と大阪を基準市場と考えている。

そのさいの取引価格の決め方は、多くの場合、基準市場の価格から一定額 α を差引いている。したがって、基準市場の価格が変動すると、つねに一定の格差をもったまま、センター価格も同じように変動することになる。なお引用する基準市場価格は取引の当日ないし前日の価格であって、そのどちらを用いるかは、その場所の商習慣によって予め決められている。

基準市場価格から差引く一定額 α の大きさは、食肉センターによって違うが、それは基準市場までの輸送費プラス輸送目減りに相当すると考えてよい。したがって基準市場から遠く離れるほど、 α の額は大きくなる。

なぜ豚肉取引では、基準市場の価格を引用してすませられるのか。いいかえれば市場で取引しないですむのか。そのための条件として二つ考えられる。一つは質的な条件で、基準市場価格の基になった商品と、直接取引の対象商品が同質であるか、ないし比較可能であることが必要である。豚肉は、青果物や鮮魚にくらべれば標準化と規格化がすすんでいる。肥育素豚の品種統一、規格統一した配合飼料の施用によって肉豚の品質格差は大幅に縮小した。さらに日本食肉協会に所属する格付け員によって、全国统一した格付けが行われている。

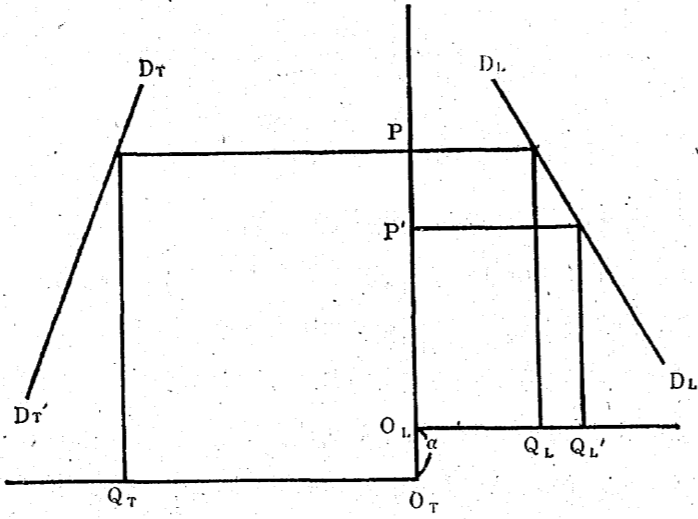
いま一つは量的な条件である。かりに質の面で比較可能であるとしても、基準市場と産地における需給バランスの問題がある。そのいみはこういうことである。第2図において縦軸の左側に基準市場における需要曲線 D_rD_r' をとり、右側に産地における需要曲線 D_LD_L' をとる。横軸の原点の位置を、産地について α (産地取引のさい基準市場価格から差引く一定額)だけ、基準市場のそれより高めてある。さて基準市場価格が O_rP のとき、それに対応する産地価格は O_LP である。産地食肉センターで O_LP 価格に対応する供給量は Q_L なのであるが、実際の供給量は、そのときの事情によって Q_L よりも多い Q_L' であるかもしれない。そうすると、基準市場価格を引用したために産地食肉センターで Q_LQ_L' の売残りが生ずることになるという問題がある。

そこでこの過不足を調整する仕組みがないと、基準市場価格方式はうまく機能しないであろう。日々の需要には幅があり、ある程度はそのなかに吸収されることも考えられる。だが実際に生じて

いる過不足は、吸収可能な幅をこえる場合がしばしばあるとみられる。

本稿は、豚肉の価格設定において基準市場価格を引用する方式が行なわれるための条件を考察する。そのなかでも、質的比較可能性の条件については以上の指摘にとどめ、ここではもっぱら需給関係バランスの調整の仕組みについて分析する。なお対象としては東京食肉卸売市場と、その価格を基準として取引価格が決められている産地——秋田および岩手の両県——を取上げる。

第2図 基準市場と産地における需給バランスの説明モデル
(基準市場) (産地食肉センター)



2 東京卸売市場＝基準市場における価格設定上の特質

はじめに、基準市場である東京卸売市場における価格設定上の特質を考察することにより、その市場価格がいかんして都内全体および産地の需給事情を反映しうる条件を備えているかについて検討しよう。

(1) 取引方法

東京食肉卸売市場は、昭和41年11月に中央卸売市場に改組された。そして、それまで存在した多数の食肉問屋に代わって市場卸売業者（東京食肉卸売会社）が1社だけ設立された。市場卸売業者は自らの計算で取引する売買差盗商人でなく、出荷者の委託をうけて販売業務を行う手数料商人である。

市場卸売業者は市場における独占的荷受け機関であるが、手数料や市場価格について恣意的操作を行えない仕組みになっている。すなわち、まず手数料は公定制（販売額の3.5%）であって、勝手に料率を変えることはできない。

つぎに価格操作を防止する仕組みとしては、その一つとして、市場卸売会社による荷受け拒否が原則として禁止され、上場量を操作できないことである。しかし実際には、付設屠畜場の屠畜能力上の制約ならびに業界全体が要望する市場価格安定化のために入荷調整が行われていることは後述のとおりである。

市場卸売会社による価格操作のおそれを封ずるいま一つの仕組みは、原則としてせり取引が行われていることである。すなわち卸売会社は、買受け側と価格を交渉する立場にはない。市場価格は、その日その日の入荷＝上場量にたいして、買受け側（仲卸業者および買参者）が相互に競争しながらつけるせり値によって決められる。毎回のせりには30～40人が参加し、競争関係がつよいとみてよい。

(2) きびしい入荷安定化政策

産地側が荷の多寡に応じて基準市場への上場量を調整し、基準市場の取引数量も増減することになれば、基準市場価格は産地側の需給事情を反映する。そうすれば産地の取引価格が基準市場価格に基づいて決められても問題はない。現実には、その点がどのように運営されているか。

第3図は東京卸売市場と、その市場価格を取引き価格の基準とする秋田、岩手両食肉センターにおける日別取引頭数を、昭和48年8～9月についてしめす。⁽³⁾東京卸売市場における取引頭数は比較的安定して推移しているのにたいして、秋田、岩手両センターのそれはかなり変動が大きいだけでなく、その増減の方向は必ずしも一致していない。⁽⁴⁾それにもかかわらず、両センターでは東京市場価格（またはそれに大宮、横浜市場を加えた三市場の加重平均価格）を基準とし、それから20円を差引いた価格で仕切っている。

東京卸売市場の取引頭数が安定的であるのは、市場卸売会社で入荷安定化政策がきびしく遂行されているからである。出荷者の申込みに基づいて、月末に翌月分の日別入荷計画をつくる。市場付設屠畜場の能力が1日1,800頭であるので、毎日の入荷頭数がそれに合うように、出荷者別に日別入荷頭数を割振って出荷させている。

出荷者は、これまでの実績に基づいてA、B、Cのランクに分けられる。出荷申込みが多いときはAランクの出荷者からの入荷を優先し、申込み量が少なくなるに応じてB、Cランクの順に入荷受けの範囲を拡げてゆく。

出荷日が近づくと、1～2日前に出荷者に電話で出荷量の確認を行う。

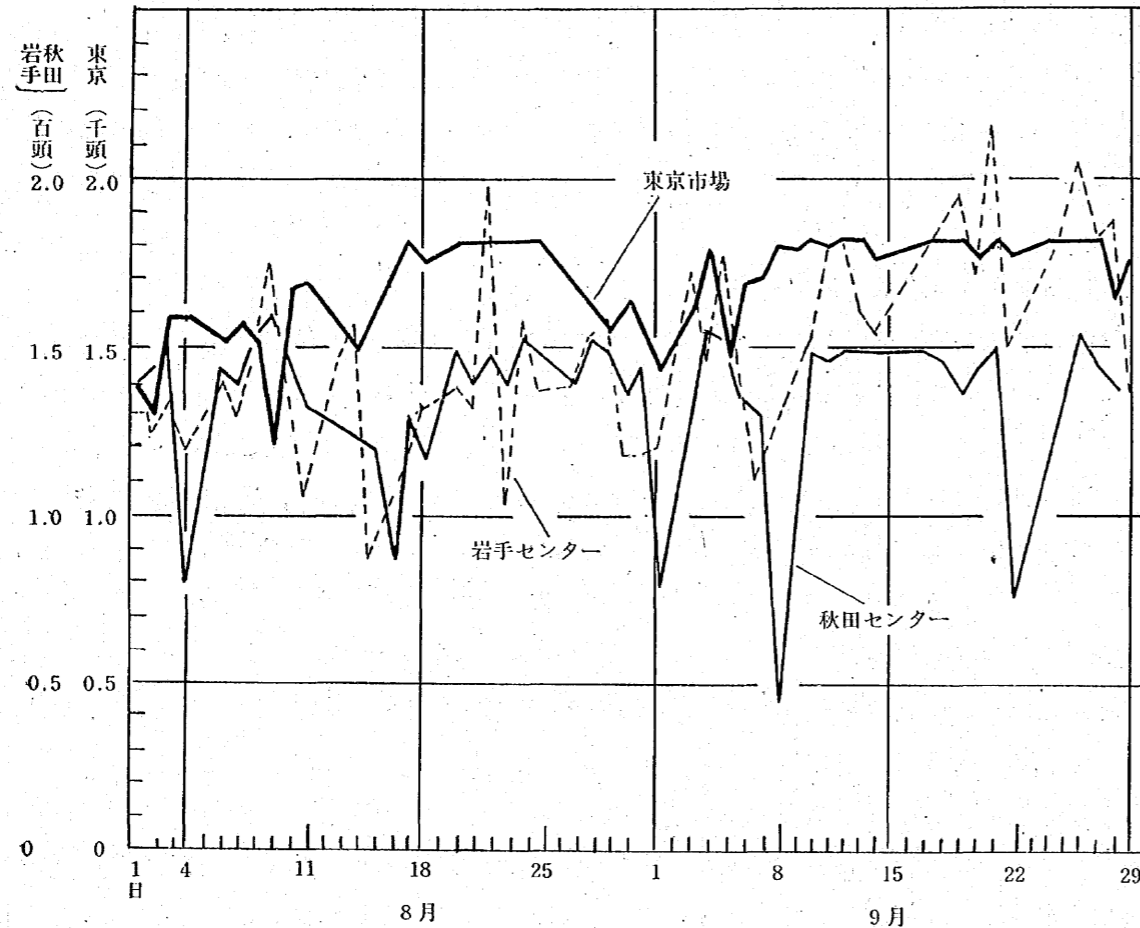
東京市場以外の卸売市場や産地食肉センターでも、程度の差こそあれ入荷安定化計画をたてているが、実行面で東京市場ほどには成果が上っていない。東京卸売市場では取引頭数が1,800頭のまま、2～3週間も推移する場合もまれでない。

注(3) 東京卸売市場の取引頭数は、同市場で屠畜され、売買された頭数である。通常引用される資料とは、このなかの「上」規格物の加重平均価格をいう。なお同市場では搬入枝肉も売買されているが、その頭数は少なく(1割前後)、東京相場にあたる影響は無視してよいといわれている。

産地食肉センターの取引頭数は、秋田センターについては屠畜頭数であり、岩手センターについては屠畜され、売買された頭数である。

(4) 第3図の産地食肉センターの取引頭数が7日目ごとに急減しているのは、土曜日の半体制のためである。したがって本図で一見したほど取引頭数の変動が激しいわけではない。

第3図 東京卸売市場および秋田、岩手両センターにおける日別取引頭数 (昭和48年8月～9月)



第1表 東京卸売市場における出荷者別肉豚入荷頭数割合 (昭和42, 48年)

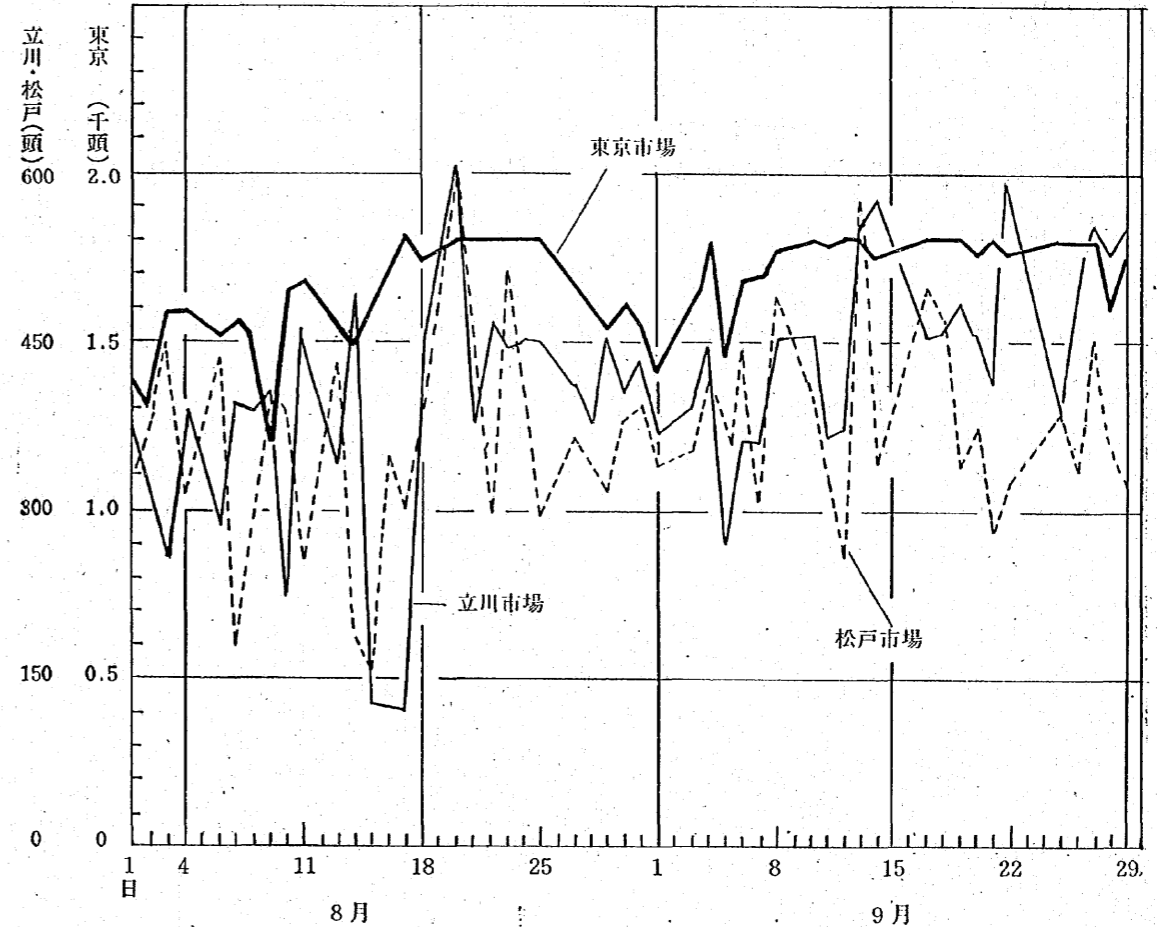
出荷者	昭和42年	昭和48年
全農	5.6%	1.1%
経済連	0.6%	1.4%
全開連・全畜連	1.5%	3.8%
単協	4.8%	12.2%
一般生産者	7.5%	80.5%
業者	80.0%	1.0%
計	100.0%	100.0%

資料：東京食肉市場KK資料。

なぜ東京卸売市場では、他の市場よりもはるかによく入荷安定化政策の成果が上るのか。出荷者の性格が大きく関係している。第1表は東京卸売市場における出荷者別肉豚入荷頭数割合を、昭和42年と48年について比較したものである。東京卸売市場が中央卸売市場に改組された直後の42年には、業者出荷が80%も占めていた。ところが48年には業者出荷はとるにたらないものになり、代わりに一般生産者出荷が80%を占めるようになった。残り20%は生産者団体出荷によるが、そのなかでは単協出荷が多い。

ここで注意せねばならないのは一般生産者出荷がどうい

第4図 東京、立川、松戸3卸売市場における日別取引頭数 (昭和48年8～9月)

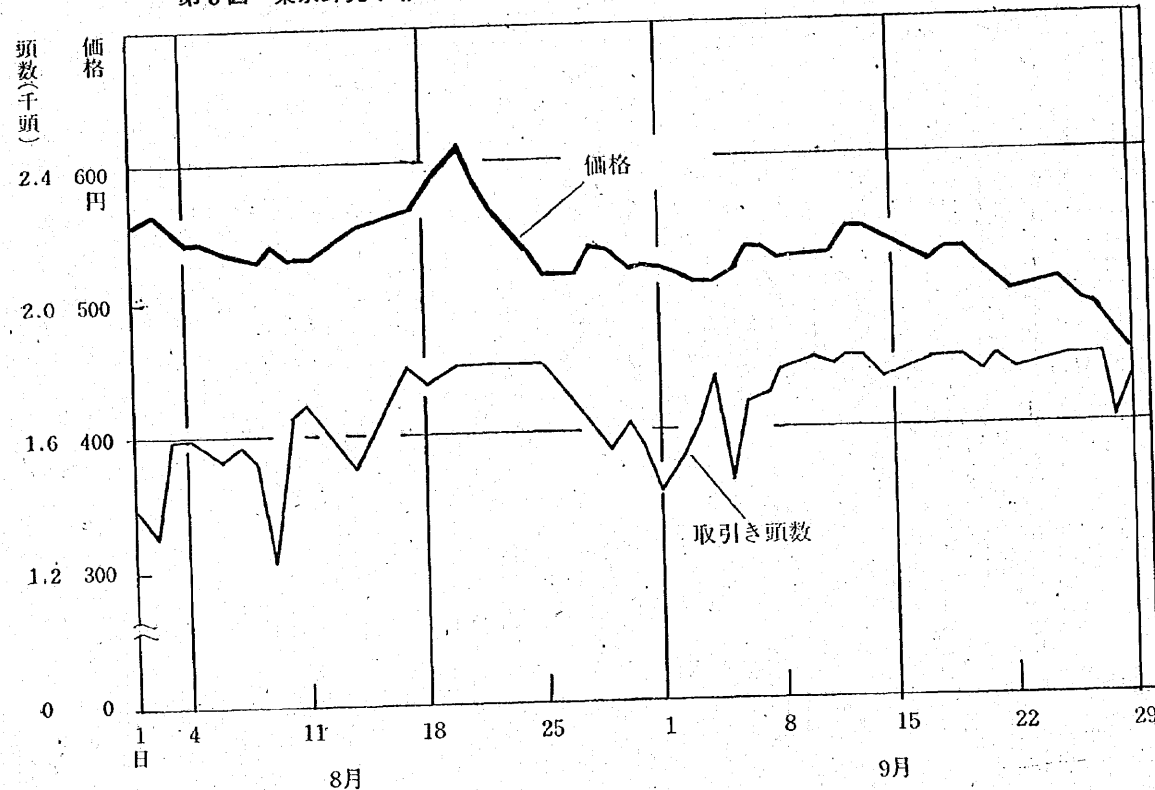


合連合会)や経済連(各県ごとの経済農業協同組合連合会)の系統組織に集荷を依存する場合よりも、市場卸売会社の発言力もつよく、入荷安定化の成果も上っているようである。

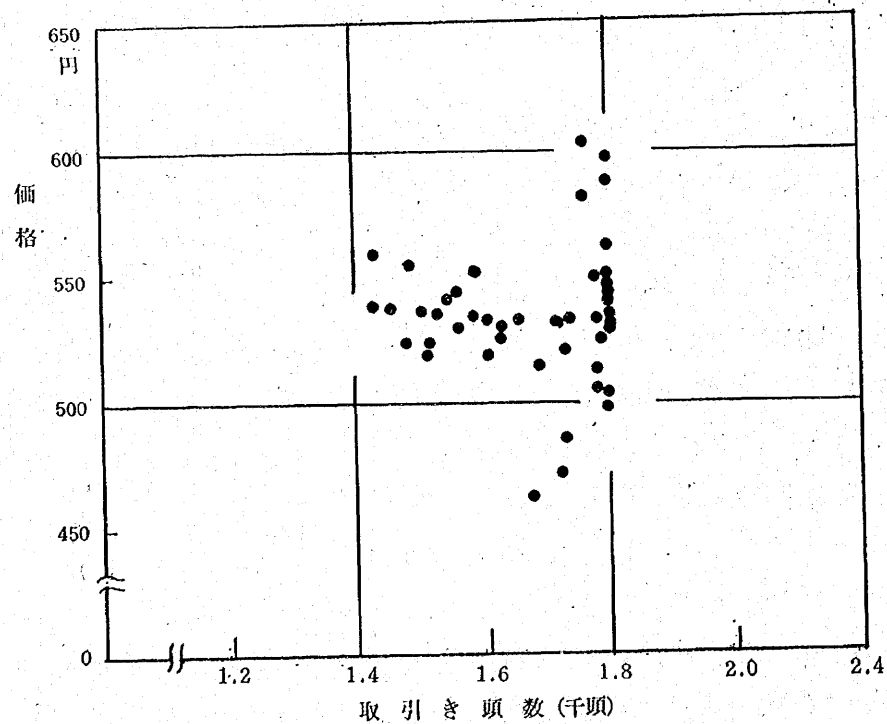
さて東京卸売市場の入荷事情が以上のようなとすると、産地側で荷が過剰な場合に、臨時に東京卸売市場へ出荷しようとしても受けられないことはいうまでもない。ここで「臨時に」とは、日々あるいは数日の期間はもちろんのこと、厳密に言えば次回の入荷計画が決められるまでの期間がふくまれる。本節の冒頭で設定した仮説、すなわち産地側の荷の多寡に応じて東京卸売市場に仕向けられる荷の増減がはかられ、市場の取引頭数が増減するという仮説は妥当しない。やや極端ない方をすれば、東京卸売市場の取引頭数は、毎日1,800頭に維持され、産地出荷側における臨時的な荷の多寡との相関はない。

産地側が地元の荷の多寡を東京仕向け量で調節しようとする場合の仕向け先は、東京卸売市場ではなく、都内の実需者(食肉加工業者、食肉小売業者)か、あるいは大宮、立川、松戸等の周辺市場である。したがって、都内実需者や周辺市場の取引頭数は、毎日かなりの変動があるとみられる。たとえば第4図によると、立川、松戸両市場における、昭和48年8～9月間の日別取引頭数は、

第5図 東京卸売市場の別豚肉取引頭数と市場価格 (昭和48年8～9月)



第6図 東京卸売市場における豚肉の別取引頭数と市場価格との相関 (昭和48年8～9月, 3か日移動平均)



東京卸売市場のそれにくらべて、かなり激しく変動し、変動の方向も異なることが少なくない。

食肉の価格設定における基準市場価格方式の成立条件

つぎに、東京卸売市場における日別取引量と価格との関係を検討しよう。もし両者の相関が高ければ、東京卸売市場価格はむしろ都内全体の需給関係を反映しないことになる。

(3) 取引量と価格との関係

第5図は、昭和48年8～9月、東京卸売市場における豚肉の日別取引頭数と市場価格の推移をしめす。日別価格の変動は比較的小さいが、注目されるのは、取引量の変動とあまり相関していないことである。

ただし豚肉は常温で1週間ぐらいの保存が可能であり、小売段階で2～3日分の在庫がある。取引量と価格との関係が、在庫調整によって影響をうけているかもしれない。そこで第6図では、同期間の日別取引量と価格の3か日移動平均値についての相関図をしめた。みられるように相関はほとんどないとしてよい。

それでは、東京卸売市場価格の変動はなにに基づいているのであろうか。取引頭数が安定しているからには、需要側の要因の変動に基づくと考えざるをえない。つぎに東京卸売市場における需要側の事情について考察しよう。

(4) 卸売市場に現われる需要の性格

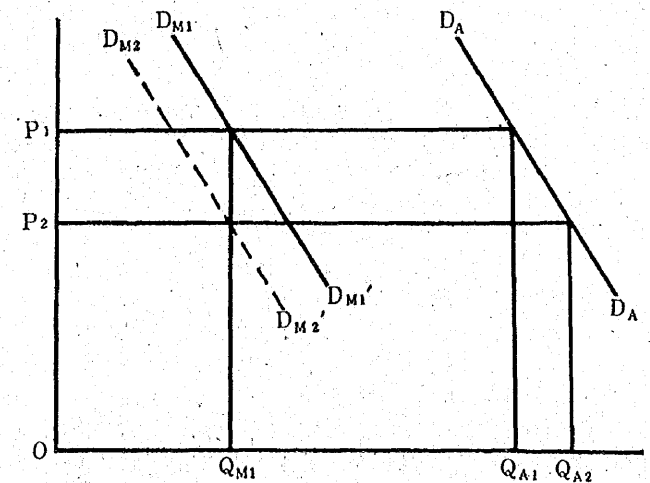
はじめに、東京卸売市場に現われる需要について、つぎの仮説を提示しておこう。すなわちそれは都内全体の需要の一部でしかなく、独立して存在するものでない。あるいは市場内に現われる需要曲線は安定していないで、たえずシフトすると考えられる、ということである。

いまま少し説明しよう。第7図において $D_M D_M'$ および $D_A D_A'$ 曲線を、それぞれ東京卸売市場および都内全体の需要曲線とする。東京卸売市場および都内全体の入荷量を、それぞれ Q_{M1} および Q_{A1} とし、市場価格はどちらも同じで P_1 とする。

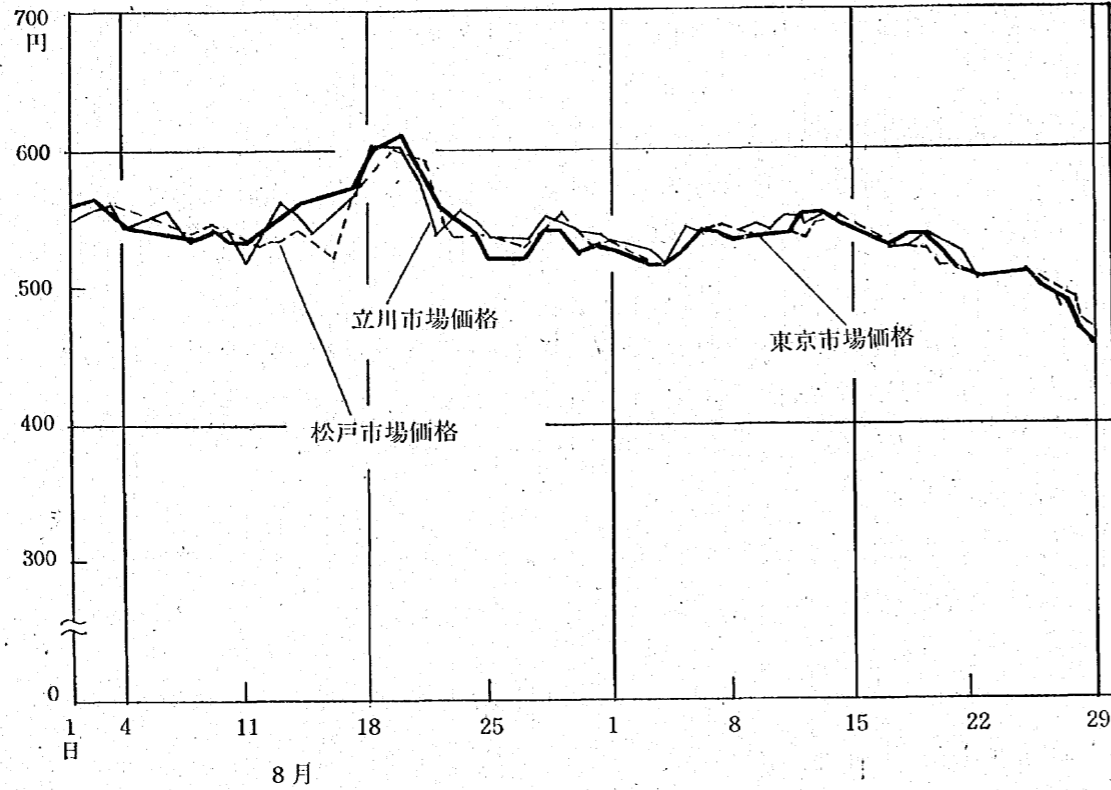
かりに産地から東京都内への仕向け量が増加したとしよう。卸売市場は安定入荷政策を堅持しているため、入荷量は従来通り Q_{M1} である。しかし実需者の直接仕入れや周辺市場の入荷量の増加を通じて、都内全体の入荷量は増加し、 Q_{A2} になったとする。都内全体の需要曲線に基づくかぎり、価格は P_2 に低下せざるをえない。

その場合、東京卸売市場における需要曲線は左下方にシフトするだろう。都内全体

第7図 東京卸売市場における需要の説明モデル



第8図 東京、立川、松戸3卸売市場の日別豚肉価格 (昭和48年8~9月)



の入荷量が増加した結果、同一量をこれまでより低い価格で購入できるからである。かくして Q_{M1} 量を P_2 価格で購入できる位置、すなわち $D_{M2}D_{M2}'$ までシフトする。

この仮説の検証のため、二つの点を指摘しよう。一つは都内全体の豚肉流通に占める東京卸売市場の取扱い量のシェアが、かなり低いことである。確実な統計がないので推計によるしかないが、⁽⁵⁾ 25~30%程度と考えられる。

注(5) 都内全体の豚肉消費量は、家庭内消費量と家庭外消費量にわかれる。前者については、総理府家計調査に基づいて推計すると、昭和47年で66.5千トンになる。なお豚肉加工品については、豚肉含有割合を、ハムは1/3、ソーセージは1/4として、上記消費量に含ませている。

家庭外消費量については、推計の手がかりがあいまいである。食肉小売店調査結果から、小売店の総販売量のうちホテル、レストラン、給食等の業務用販売の割合を25%と仮定した。すると都民の豚肉の外食消費量は22.2千トンとなり、豚肉消費量合計は88.7千トンとなる。

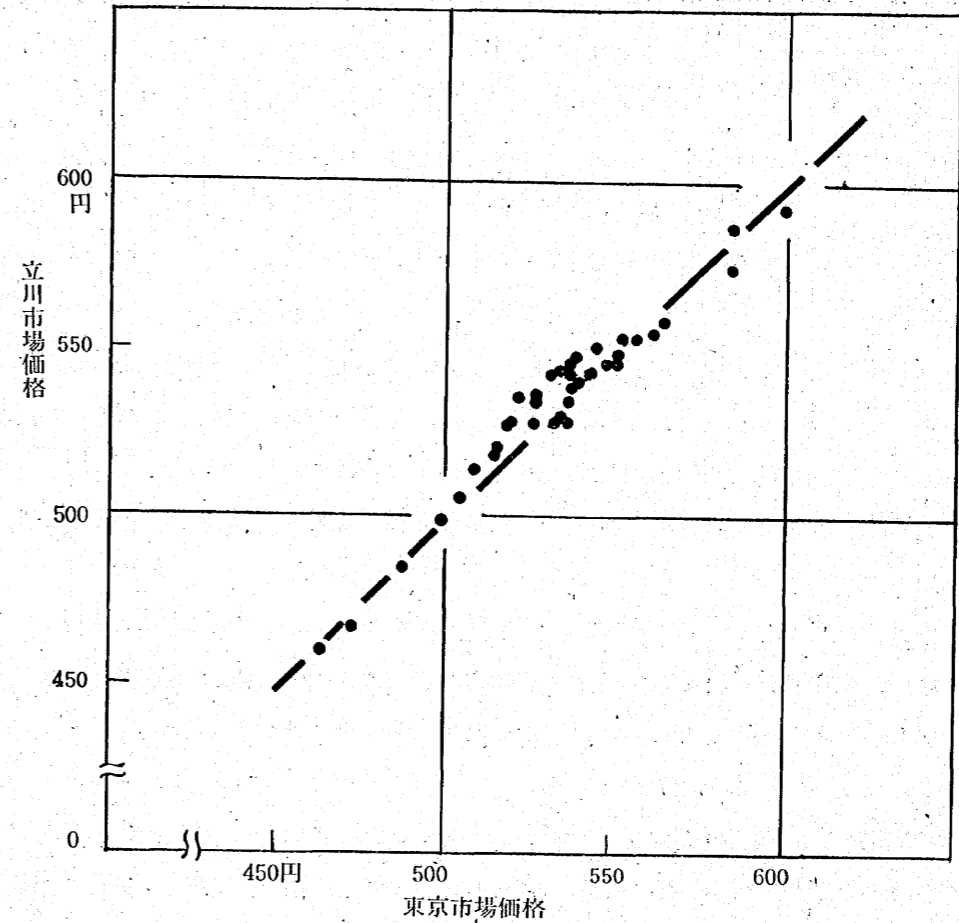
それについて、同年の東京卸売市場の豚肉取引量は、精肉換算(精肉歩留り70%)して25.3千トンである。したがって、都内全体の豚肉消費量に占める東京卸売市場取扱い量の割合は28.5%となる。

なお、豚肉の外食消費割合を25%と仮定したのはつぎの理由による。ホテル、レストラン、給食等で消費する食肉は、大部分が食肉小売店から購入される。大規模の小売店ほどこれらの業務用販売の割合が高い。日本食肉協会の調査によると、東京で412店のうち業務用販売割合が20%以下の小売店の数が74%、同じく21~60%、61%以上がそれぞれ19%、7%であった(日本食肉協会『食肉の小売価格適正化について』昭和44年、37頁)。

ところが日本食肉三水会が行った調査によると、昭和43年度において、関東地域小売店39店の平均で、集団給食向け8%、業務用42%、合計50%に達している(日本食肉三水会『食肉小売業実態調査報告書』昭和44年、40頁)。

調査対象小売店の規模の相違によることとみられるが、両調査の結果にはかなりの違いがある。ここでは一応これらの数値を参照して、小売店の業務用販売の割合を25%とおさえ、それが外食消費量の割合に相当すると仮定した。

第9図 東京卸売市場と立川卸売市場の日別豚肉価格の相関 (昭和48年8~9月、3か日移動平均)



いま一つ指摘しておきたい点は、東京卸売市場価格と周辺市場価格との関係である。前掲第4図でしめされたように、立川、松戸両市場の日別取引頭数は、東京卸売市場のそれよりかなり変動が激しい。それでは周辺市場の価格もまた、東京卸売市場価格にくらべて変動が激しいかどうか。

第8図は、これら3市場の日別豚肉価格を、昭和48年8~9月についてしめたものである。みられるようにきわめて密接した動きをしめしている。参考までに東京卸売市場と立川市場について、同期間の3か日移動平均価格の相関を第9図でしめた。相関はきわめて高い。

東京卸売市場と周辺市場において、日別上場頭数の変動の仕方が異なるにもかかわらず、価格の動きは軌を一にしているとはどういうことであるのか。東京卸売市場に現われる需要は、都内全体の入荷量の多寡に応じて動くと考えられるほかにあるまい。

(5) 買受け側の購買行動

それでは都内全体の入荷量の多寡に応じて東京卸売市場における需要が動くことは、いかにして可能であるのか。卸売市場における買受け側の購買行動について考察しよう。

第2表 食肉加工業者の国内原料仕入れ先別仕入れ量割合 (昭和40年)

仕入れ先	割合
食肉卸売市場	16.0
生産者およびその団体	28.5
商社および卸売業者	23.5
仲買人	7.4
他の食肉加工業者	9.2
家畜商	14.1
その他	1.3
計	100.0
(実数)	(104.7)

資料：農林省『農林関連企業の現状と問題点——ハム・ソーセージ・ベーコン製造業実態調査報告書』昭和41年

東京卸売市場の買受け人は、仲卸業者と買参者（小売業者、食肉加工業者）からなる。仲卸業者49人、買参人334人が登録されている。買受け人別の豚肉購入割合は、仲卸業者が50%弱、小売業者と加工業者が、それぞれ20%強とみられる。

仲卸業者は、卸売市場の上場品しか買付けできず、また卸売市場内の店舗でしか販売できない。法規上、市場外買付けは、原則として禁止されている。食肉加工業者は、仲卸業者とは逆に、市場外からの仕入れ量が圧倒的に多い。第2表は、農林省が全国の食肉加工業者について、昭和40年に調査した結果をしめしたもののだが、食肉卸売市場からの仕入れ量の割合は16%でしかない。もっとも多い仕入れ先は生産者および生産者団体からの直接購入であって、30%近くを占めている。そして大手業者になるほど直接購入の割合が高くなるとみられる。

東京卸売市場についてもそうである。たとえば伊藤ハム東京地区工場（目黒、柏）では、毎日の豚肉仕入れ頭数は1,000頭だが、そのうち東京卸売市場からの仕入れ量は30~40頭程度でしかない（昭和48年）。大宮、立川、松戸などの周辺市場からの仕入れをふくめても、市場経由の仕入れ量は200~250頭で、必要量の4分の1でしかない。

大手食肉加工業者が市場仕入れを少なくしようとするのは、多く買付けようとするとせり値を高める結果になり、また手数料が買い値に上積みされるからである。そこで市場からの買付けは、直接仕入れて不足した分の補充買いか、あるいは直接買付けのさいの評価のメドをつけるためだとされている。

伊藤ハムの関東地区工場の原料豚肉仕入れ担当者の話によると、毎日早朝、東京卸売市場を始め周辺地域の市場にも当日の上場予定量を問合わせる。そして市場ごとに仕入れ量と仕入れ価格の予定をたてて、各市場に買参する。したがって、東京卸売市場における加工業者の買付けは、本来の必要量の一部分でしかない。しかもその買付け量は、直接買付けや他の市場における買付け量の多寡との関係で決められる。

つぎに小売買参人は、都内小売業者のなかでも大規模のものが多く、そしてかれらも仕入れ必要量の一部しか東京卸売市場からは買付けず、かなりの部分を市場外から買付けている。一例をあげると、S氏は毎日200頭の仕入れが必要だが、うち東京卸売市場からは6割を仕入れるだけで、残りの仕入れ先は産地直接買付けが2.5割、直営農場が1.5割となっている。

また立川卸売市場の買参人名簿をみると、その多くは東京卸売市場の買参人でもある。したがって東京卸売市場の買参人の多くが、産地からも直接買付けたり、周辺市場で買参したりしている。

以上のことから東京卸売市場における買参人においても、市場仕入れ量と市場外からの仕入れ量が相互に関連をもって決められることが、容易に推察されるであろう。

3 周辺市場における価格設定と需給関係の調整

前掲第5図によって、周辺市場である立川、松戸両卸売市場の日別価格が、東京卸売市場のそれとほとんど軌を一にして推移していることがしめされた。それは東京卸売市場の影響力がつよいため、周辺市場価格がそれに引寄せられるからである。

たとえば松戸市場関係者の言によると、同市場の買参人は、前日の東京相場を基準にしてせり値をつけているということである。当日でなく前日の価格を基準にする理由は、取引時間が東京市場と一致するため、当日相場を参照できないことによる。

かかる事情は立川市場でも同じである。すなわち周辺市場では、東京卸売市場価格からあまりかけはなれた価格をつけると、翌日の入荷量に大きな影響が生ずる。それを避けるためには、せり取引とはいうものの東京卸売市場価格に追随せざるをえない。かくして周辺市場においても、事実上、東京卸売市場価格が基準価格となっている。

そうだとすると、事実上東京卸売市場価格によってあたえられた市場価格が、その周辺市場の需給事情に適合しないこともありうるのではないか。たとえば前掲第2図において、産地食肉センターの部分を周辺市場と考える。そのさい α の大きさは零とみなされる。東京卸売市場価格によってあたえられた価格がPであるにもかかわらず、当該周辺市場の入荷量が Q_L' だったとすると、 $Q_L Q_L'$ 量が過剰となる。

この場合も、東京卸売市場の買参人が、周辺市場の入荷量の多寡に応じて周辺市場からの仕入れ量を増減させればよいわけである。しかし周辺市場の入荷事情に基づいて予想をたて、せりに参加したとしても、他の買参人がどのような購買行動をとるかについての判断は適確性を欠く。せりが

注(6) 立川市場の昭和47年の肉豚屠畜頭数は211千頭で、うち3分の2が上場され、3分の1が自家用である。このほかに搬入枝肉17千頭が上場されている。

肉豚の出荷者別入荷頭数割合は、農協系統が60%で、うち全農15%、東京、長野両経済連が45%を占めている。系統以外は、家畜商が35%、生産者5%である。東京市場にくらべて、農協系統出荷への依存度が高い。

全農立川事業所は、月間6千~7千頭の豚肉を取扱（昭和49年春期）。その販売は立川市場経由が2千頭、直接販売（食肉加工業者および小売業者）が4千、部分肉販売が750頭であった。立川市場経由のうち、上場は1.5千頭、自家用が500頭である。

松戸市場は昭和49年春期で、毎日450頭を取扱っていた。うち300頭が生体入荷で、150頭が枝肉搬入である。搬入枝肉の割合が高いのが特長となっている。生体入荷は屠畜場能力で頭打ちされるので、搬入枝肉に力を注いでいるからである。宮城、長野両県に屠畜場を買収しただけでなく、台湾にも屠畜場建設を計画している。

出荷者別の肉豚入荷頭数割合は、一般生産者6割、業者3割および農協系統1割である。農協系統の比重が低く、独自の集荷組織をもっている点は東京市場に似ている。

買参者として200人が登録しており、常時買参者は20人前後である。

始まってから、その市場の需給関係が、予想を裏切る結果になることも少なくあるまい。

このような場合に、成行きにまかせていたのでは売残りが生じたり、あるいは東京卸売市場価格から大きくかけ離れることになるので、ある程度の調整措置が講じられる。そのやり方は二つに分けられる。一つは上場量の調整である。立川市場では全農（立川畜産事務所）が、自家用として引取ることによって、市場への上場量を減らしている。また松戸市場の場合は農協系統機関による出荷量が少ないので、全農による操作は行われない。だがその代わり市場卸売会社が搬入枝肉の上場量を調整することで、その役を果たしている。

第二の調整方法は、買受け側の仕入れ量の調整である。立川市場では仲卸業者と大手食肉加工業者に、そして松戸市場では仲卸業者が少ないので大手食肉加工業者に、それぞれ一肌脱いでもらって、買い支えをしてもらっていた。買受け側があえて買い支えをしてやる理由は、そうしないと翌日からの市場入荷量が影響をうけて、安定的な仕入れに差支えるからである。

なお立川市場では、出荷側の全農が同時に買参人の資格をもち、買受け側にも入っており、立川市場価格の値くずれが激しくなりそうな場合に買い支えを行っていたことは注目される。立川市場価格を東京市場価格より引上げるのではなく、低下するのを防ぐかぎりにおいて、他の買参人からも容認されているのであろう。

4 産地における需給調整

基準市場価格は、産地の需給事情に基づいて設定されたものでない。そこで基準市場価格に基づいて産地の取引価格を決める基準市場価格方式においては、産地においても臨時的な需給アンバランスが生じ、その調整をはかる必要が生ずる。その調整の仕組みを、秋田および岩手の例について検討しよう。

(1) 大消費地（東京）仕向けの出荷量調整の仕組み

産地における需給アンバランスを調整する基本的な方法は、大消費地への仕向け量を増減させることであることはいままでもない。誰が、どのようにその調整機能を担当し、遂行しているか。

昭和46年の農林省統計情報部「食肉流通統計」から推計すると、秋田県の肉豚および豚肉の県外出荷割合は33%である。そのほとんどが経済連（秋田県経済農業協同組合連合会）によって占められている。経済連の豚肉取扱量のシェアは45%を占め、その仕向け先の特長は、県外出荷および加工原料仕向けが多いことである。

経済連の集出荷量の変動したときは、全農立川畜産事業所への仕向け量で調整ははかられた。全農立川畜産事業所側からすれば、入荷量がこのように臨時的に増減することを歓迎しないことはい

食肉の価格設定における基準市場価格方式の成立条件

うまでもない。農協系統機関として、荷受け拒否をしないまでも、その仕切り価格は市場価格より低くなる。昭和46年10月秋田県経済連が出荷した「上」規格物が、東京市場価格の60円引きで仕切られたといわれる。おそらく全農は、それを立川市場へ上場しないで、実需者（とくに大手食肉加工企业、小売業者）に、安く仕切ったものであろう。

岩手県の場合は、同じく昭和46年「食肉流通統計」によると、肉豚および豚肉の県外出荷量割合は49%に達している。県外出荷のほとんどが岩手畜産公社によって行われた。岩手畜産公社は、昭和36年に県と県経済連の出資によって設立され、47年に岩手畜産流通センターと改称された。

岩手畜産公社は、埼玉県越ヶ谷に中央事業所を設立し、中央卸売市場や全農をバイパスして、直接に食肉小売業者ないしは消費者に直結をはかっていた。

大消費地域に直接販売機関をもっている、臨時的な過剰の処理がむずかしいことがある。そのさいは、全農に委託して、立川、大宮などの市場へ枝肉出荷していた。秋田県経済連の場合もそうであったように、臨時的な過剰分の販売を全農に委託しても、仕切り価格は市場価格を下回ることが多い。昭和47年1月に岩手畜産公社から豚枝肉約900頭が全農に販売を委託されたが、再格付けによる格下げ、重量目減り、荷いたみなどの理由で買叩かれ、120万円の損失になったといわれている。

(2) 産地進出した大手食肉加工工場仕向けによる調整

以上のように、産地における豚肉需給アンバランスの調整は、秋田、岩手両県のいずれにおいても、経済連の県外出荷、とくに全農に委託して（関東地域で）販売してもらうことが多い。しかしその場合の仕切り価格は、市場価格よりかなり低い。そこで最近の傾向として、経済連は豚枝肉を東京へ仕向けるよりも、県内に進出した大手食肉加工工場へ仕向ける割合を高めている。それはまた積極化しつつある大手食肉加工工場の産地進出の動きと対応するものである。

秋田県経済連の昭和47年豚肉出荷計画によれば、取扱量は45年にくらべ28千頭の増加を見込んでいたが、その仕向け先として、県内（グリコ、プリマハム）および隣県（宮城県伊藤ハム）に進出した大手食肉加工工場仕向けの増加分が22千頭、全販経路の関東地域仕向け増加分が6千頭になっていた。また岩手畜産公社では、昭和47年に中央事業所を撤収するにいたったが、それに伴い、販売先を産地に進出してきた大手食肉加工工場につなげる動きがでてきたようである。

食肉加工工場でも安定操業の必要から、原料肉の仕入れは安定するにこしたことはない。しかし精肉販売仕向けに比べれば、まだ加工原料仕向けの方が、在庫調整期間の余裕がとれるし、場合によっては凍結して長期保存することも可能である。

しかし念のために付言すれば、産地進出した食肉加工工場仕向け量の調整で、現地の需給アンバランスのすべてを解消することは困難であり、東京仕向け量の臨時的な増減の幅を縮小するにすぎ

ないと考える方がよさそうである。

5 要 約

豚肉取引において基準市場価格方式が円滑に機能するためにとられている仕組みをまとめると、つぎのようになろう。

- (1) 産地は肉豚集荷量の多寡に応じて東京仕向けの出荷量を増減する。
- (2) しかし東京卸売市場（基準市場）はきびしい入荷調整政策をとっているため、産地からの東京向け出荷量の増減は、東京卸売市場向けの荷についてでなく、実需者との直接取引ないしは周辺市場仕向けの荷について行われる。
- (3) 東京卸売市場の買参人は東京市場外においても買付け、しかもその量はかなり大きい。したがって、東京卸売市場外の場合に出回る荷の臨時的な増減によって、東京卸売市場における需要は大きな影響を受ける（需要曲線はソフトする）。

かくして東京卸売市場における入荷＝取引量は安定していても、卸売市場価格は、都内全体の需給事情の変化に応じて動く。

- (4) 周辺市場ではせり取引が行われるが、その価格は東京卸売市場価格の影響をつよく受けている。しかし、入荷量の変動は東京卸売市場よりかなり大きいから、ときには需給アンバランスを調整する必要がある（ただしアンバランスの程度が小さいなら、買受け側の在庫調整ですむ）。その調整主体は全農、県経済連、仲卸業者、大手食肉加工業者などであり、自家用量と上場量との割りふり、買増しなどの方法がとられる。
- (5) 産地側で需給アンバランスを調整するため東京仕向けの出荷量を増減しうる主体はかぎられている。秋田、岩手両県の例からすると主として経済連が担当し、全農の販売機関（たとえば立川畜産事業所）や、自ら関東地域に設立した販売機関（岩手畜産公社中央事業所）をつうじて行っている。

最近の食肉加工工場の産地進出に伴い、加工業者にそれを肩替りする傾向がみられる。臨時的な荷の過不足を、すべて東京仕向け出荷量の調整ですますことは必ずしも容易でないからである。

終りに一言しておきたい。基準市場価格方式が円滑に機能するためには、産地、消費地の双方において需給調整の担当者が必要である。それは現実においては、出荷側では全農および経済連、買受け側では大手食肉加工業者および仲卸業者など少数のものにかぎられている。そうだとすれば、基準市場価格方式は、その出荷や買付け行動が市場価格に影響する力をもつ、寡占的な生産者組織や企業によって支えられていることになる。

基準市場である東京卸売市場は、卸売市場法に基づく中央卸売市場としてその組織や取引方法が、厳重な規制をうけている。その規制の主要な趣旨は、競争原理に基づく公正な価格の設定にある。たしかに市場内部だけについてみれば、せり取引によって競争価格が成立するとしてよい。しかし基準市場、周辺市場および産地の需給アンバランスの調整の仕組みに注目すれば、寡占的な生産者組織や買受け側企業の行動によって基準市場価格が支えられているとせねばならない。農協系統組織や大規模企業の良識ある、敏活な行動が望まれる。そのためにはいかなる仕組みが必要であるかはつぎの課題である。

（九州大学農学部教授）